

台風等の非常変災時における対応

1 台風等の非常変災時における生徒の登校について

- (1) 平常の登校日において、学校所在地もしくは居住市町に以下の警報等が発令されている場合、生徒は登校準備をして自宅待機とする。
 - ① 「特別警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」が発令されている場合。
 - ② 「大雨警報」とともに「土砂災害警戒情報」、もしくは「大雨警報」とともに「警戒レベル4」が発令されている場合。
- (2) 午前10時00分までに「特別警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」が解除された場合は、安全を十分確認し、授業の準備をして登校する。ただし、「大雨警報」とともに「土砂災害警戒情報」、もしくは「大雨警報」とともに「警戒レベル4」が発令されている場合は、その両方が解除された場合とする。
- (3) 午前10時00分の時点においても「特別警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」、「大雨警報」とともに「土砂災害警戒情報」、もしくは「大雨警報」とともに「警戒レベル4」の両方が解除されていない場合には「臨時休業」とする。
- (4) 公共交通機関が災害や事故で利用できない場合は、原則として代替の交通手段を確保し、安全に十分留意して登校する。ただし、代替の交通手段が確保できない場合や、安全に登校できない場合は自宅待機とし、自主学習する。この場合、必ず学校に連絡すること。
- (5) 休業日に部活動、学校行事等が実施されている場合、上記に準じる。
- (6) 居住地区に地震・津波等の大災害が起こっている場合や、避難指示が発表されている場合また、大災害直後などに風水害による2次災害の恐れがある場合は、生徒及び家族の安全確保を最優先し、自宅等で待機または避難するなど、直ちに命を守る行動をとる。
- (7) 非常変災時における「臨時休業」等の情報配信は学習支援クラウドサービス及びホームページ等で行う。原則として学校への問い合わせはしない。

2 Jアラート発令時の対応について

弾道ミサイル飛来等に伴うJアラートが愛媛県に発令され、緊急に対応すべき事態が生じた場合に備え、以下の対応を取る。

- (1) 情報の伝達について
弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合、ラジオ・テレビ・スマートフォン等の媒体を介してミサイル発射等の情報（Jアラート）が発令されるので、冷静かつ適切な対応をする。
- (2) 生徒の避難について
Jアラートが愛媛県に発令された場合の避難については以下の対応を取る。
 - ① できるだけ近くの頑丈な建物（コンクリート造りの建物）や地下街などに避難する。
 - ② 近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。
 - ③ Jアラート発令中は、外に出ないで屋内避難を続ける。
 - ④ 授業中等にJアラートが発令された場合は、屋内に避難する。
- (3) 登下校中の避難について
登下校中にJアラートが愛媛県に発令され「屋内避難の呼びかけ」があった場合は、各自が避難行動を取る（Jアラートが解除されるまで）。JR等の公共交通機関で登下校をしている場合は、その指示に従う。
- (4) 臨時休業について
 - ① 自宅を出るまでに、Jアラートが愛媛県に発令され「屋内避難の呼びかけ」があった場合は、自宅待機とする。
 - ② 正午までにJアラートが解除された場合、安全を十分確認し、授業の準備をして登校する。
 - ③ 正午を過ぎてもJアラートが継続している場合や、JR等の公共交通機関も利用できない状態が続いている場合は、自宅学習とする。